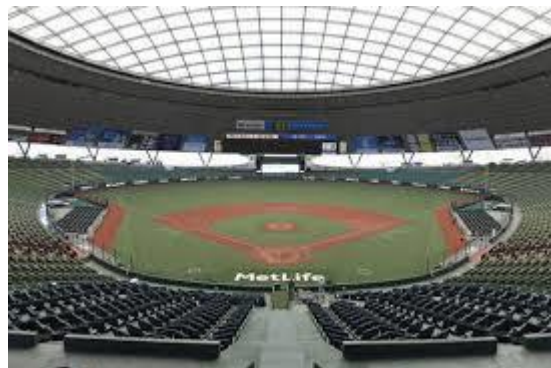


# 消防庁の取組

～消防の広域化等勉強会 @埼玉県～



鉄道博物館



メットライフドーム



ムーミンバレーパーク



東武動物園

令和元年11月12日（火）

総務省消防庁 消防・救急課

広域化推進係 五十川 宏

# 本日の次第

- 消防の広域化の経緯
- 財政措置
- 連携協力の法的な手続き
- はしご車の連携・協力
- モデル構築事業
- 消防広域化アドバイザー制度

# 消防の広域化 – これまでの経緯と実績 –

## これまでの経緯

○平成6年9月  
「消防広域化基本計画について(通知)」で広域化を推進

○平成18年6月  
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行  
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置づけ

○平成18年7月  
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示  
・推進期限：平成25年3月31日【第Ⅰ期】

○平成25年4月  
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正  
・推進期限：平成30年4月1日【第Ⅱ期】  
・「消防広域化重点地域」の枠組みを創設(※)  
(※) 国、都道府県の支援を集中的に実施する地域。

○平成29年4月  
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知  
・直ちに広域化を進めることが困難な地域において、消防事務の一部について連携・協力の仕組みを創設

○平成30年4月  
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正  
・推進期限：令和6(2024)年4月1日(6年延長)

### 【背景】

- 小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進

平成7年：全**931**本部  
うち管轄人口10万人未満の消防本部が**623**本部  
(全本部数に占める割合**66.9%**)

### 【背景】

- 市町村合併等で常備消防の広域化が進んだが、十分に進んだとは言い難い状況

平成18年：全**811**本部  
うち管轄人口10万人未満の消防本部が**487**本部  
(全本部数に占める割合**60.0%**)

### 【法制化の概要】

- 広域化における市町村、都道府県、国の役割を明確化

### 【平成30年4月1日までの実績】

- 平成18年以降、**52**地域で広域化が実現
- 消防本部数が減少

平成30年：全**728**本部  
うち管轄人口10万人未満の消防本部が**433**本部  
(全本部数に占める割合**59.5%**)

#### 【参考】大規模な広域化の例

- ① **奈良県広域消防組合** (管轄人口約9.1万人) → **ほぼ全県1区**  
平成26年4月1日に11消防本部(37市町村)が広域化
- ② **とちぎ広域消防事務組合** (北海道・管轄人口約3.5万人)  
→ **管轄面積日本最大** (10,828km<sup>2</sup>=岐阜県とほぼ同面積)  
平成28年4月1日に6消防本部(19市町村)が広域化

# 消防の広域化 – 2018年度以降の取組 –

## 延長期間の考え方

- 消防力の維持・強化には、**広域化が最も有効**な手段
- 広域化の推進期限を**延長**し、**令和6(2024)年4月1日**とする **(連携・協力も同様)**

【第Ⅰ期 約7年間】  
・周知 9か月  
・計画策定 1年  
・実践 5年

【第Ⅱ期 約5年間】  
・実践 5年

(考え方)

「地域で消防体制のあり方について  
話し合う**1年間** (平成30(2018)年度)」

+

「実践期間としての**5年間**  
(令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)」

## 消防本部の取組

- 「**消防力カード**」の作成  
→消防力の**現状と分析**を**見える化**
  - ・現在の人口・今後の人口の見通し
  - ・消防車両数・整備率 等
- 広域化の協議が整えば「**広域消防運営計画**」を作成
  - ・広域化の方式、スケジュール
  - ・広域化後の組織
  - ・職員の処遇
  - ・経費負担
  - ・消防団、防災・国民保護担当部局との連携確保 等
- 連携・協力の協議が整えば「**連携・協力実施計画**」を作成
  - ・連携・協力の方式、スケジュール
  - ・連携・協力をを行う消防事務の内容
  - ・人員の配置
  - ・経費負担
  - ・連携・協力を行わない事務との連携確保 等

## 都道府県の取組

- 消防力カードを踏まえ、「**都道府県計画 (推進計画)**」を**再策定**
  - ・**リーダーシップ**を発揮し、**消防関係機関と緊密に連携**
  - ・これまでの約**10年間**の取組の振り返り
  - ・おおむね**10年程度**先の消防体制の姿を展望
- 推進計画には下記の事項等を定める**
  - ・**広域化対象市町村の組合せ**  
特定小規模消防本部（消防吏員数50人以下）は、**原則、指定**する方向で検討  
小規模消防本部（管轄人口10万未満）及び消防吏員数**100人以下**の消防本部は、**可能な限り指定**する方向で検討
  - ・**連携・協力対象市町村の組合せ**  
高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携して、**共同運用**について検討し、**推進計画に反映**

## 消防庁の取組

- 首長等**に対し、広域化の効果について**分かりやすく説明**
- 各都道府県等へ赴き、広域化に向け**助言等**を実施
- 大規模な高機能消防指令センターの運用**などの先進的な取組に対し、**モデル事業**を実施
- 消防広域化を経験した消防本部関係者を「**消防広域化推進アドバイザー**」に任命し、全国の消防本部等に派遣
- 広域化関連事業及び連携・協力関連事業に対し、**所要の地方財政措置**を講じる。

# 消防の広域化と連携・協力の整理

○「消防の広域化」  
 二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること  
 ⇒消防組織法第4章(第31条～第35条)の規定に基づき推進

○「消防の連携・協力」  
 組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること  
 《例》  
 ・指令の共同運用  
 ・機能強化を図るための消防用車両等の共同整備  
 ・境界付近等における消防署所等の共同設置 等  
 ⇒ 災害対応力の強化について、広域化と同等の効果を発揮する

消防庁

基本指針の策定

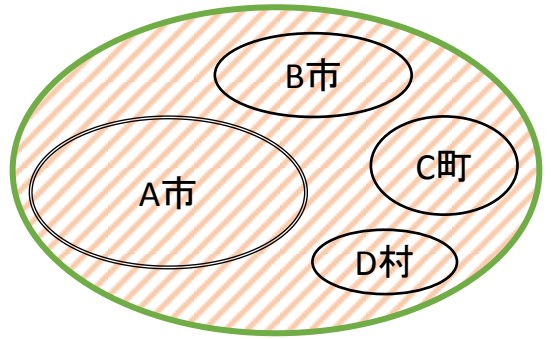
都道府県

推進計画を定め、広域化の組合せ等を提示  
 推進計画を定め、連携・協力の対象となる市町村を提示

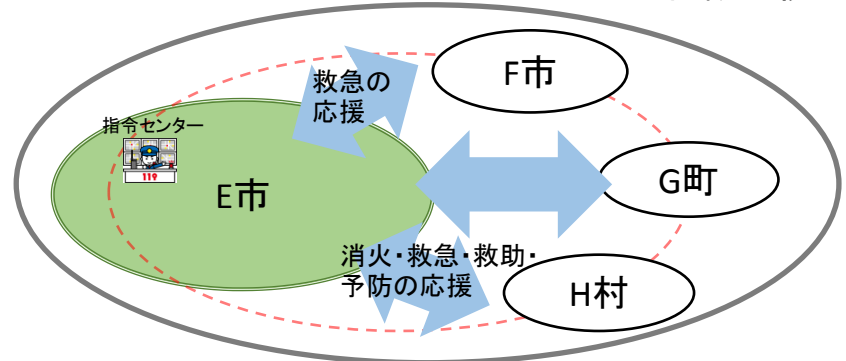
市町村  
 広域消防運営計画の作成

市町村  
 連携・協力の実施計画の作成

X組合消防本部 (組織を統合) **消防の広域化**



**消防の連携・協力** Y圏域 (組織は統合しない)



# 財政措置（広域化 & 連携・協力）

1. 広域化する際の財政措置（市町村分）
2. 広域化する際の財政措置（都道府県）
3. 連携・協力する際の財政措置（市町村分）

# 1. 広域化する際の財政措置（市町村分）

## ○ 消防広域化準備経費 [特別交付税]

消防の広域化の**準備に要する**広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について**特別交付税措置**を講じる。

## ○ 消防広域化臨時経費 [特別交付税]

消防の広域化に伴い**臨時的に必要**となる次の経費について**特別交付税措置**を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④その他広域化整備に要する経費

# 1. 広域化する際の財政措置（市町村分）

## 広域化準備経費【特別交付税】

### ○ 広域消防運営計画策定経費

消耗品費、製本費、委託費など

### ○ 協議会等運営に要する経費

協議会委員等報酬、協議会臨時職員等報酬、協議会委員等旅費、消耗品費、役務費、協議会等事務室改修費、備品購入費、広域化協議会等負担金など

### ○ その他、広域化のための準備に要する経費

先進地視察費、パンフレット作成費、広報誌作成費、ホームページ作成運営費、住民意向調査費など



# 1. 広域化する際の財政措置（市町村分）

## 緊急防災・減災事業債（通称：緊防債）

### ○ 対象事業

**地域の防災力を強化**するため緊急に実施する必要性が高い施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

### ○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 **100%**
- ・ 交付税算入率 **70%**

### ○ 事業年度

平成29年度から令和**2**年度まで

# 1. 広域化する際の財政措置（市町村分）

## ○ 消防署所等の整備 [緊急防災・減災事業債]

### 1. 広域消防運営計画等に基づき、必要となる**消防署所等の増改築**

（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。

また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む）※

### 2. 統合される**消防本部を消防署所等として**有効活用するために必要となる**改築**※

### 3. (1)、(2)以外の整備 [一般単独事業債：充当率**90%**（通常75%）]

## ○ 高機能消防指令センターの整備 [緊急防災・減災事業債]

広域消防運営計画等に基づき整備する**高機能消防指令センター**（指令装置等）※

## ○ 消防用車両等の整備 [緊急防災・減災事業債]

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る**消防用車両等の整備**※ [※ **消防広域化重点地域**に指定された市町村に限る。]

# 1. 広域化する際の財政措置（市町村分）

## ○ 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の広域化に伴う**消防防災施設等の整備**については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の**交付の決定**に当たって、**特別の配慮**を行う。

## 2. 広域化する際の財政措置（都道府県分）

### ○ 消防広域化推進経費 **〔普通交付税〕**

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその**役割を果たすための事業**等を実施する体制の整備に必要な経費について**普通交付税措置**を講じる。

### ○ 広域化対象市町村に対する支援に要する経費 **〔特別交付税〕**

広域化対象市町村に対する**補助金**、**交付金**等の経費について、**特別交付税措置**を講じる。

### 3. 連携・協力する際の財政措置（市町村分）

#### ○ 高機能消防指令センターの整備 [緊急防災・減災事業債]

連携・協力実施計画に基づき、必要となる**高機能消防指令センター**

#### ○ 消防車両等の整備 [防災対策事業債：充当率**90%**／算入率**50%**]

連携・協力実施計画に基づき、必要となる**消防車両等**

## 3. 連携・協力する際の財政措置（市町村分）

### 防災対策事業債（通称：防対債）

#### ○ 対象事業

**地域の防災力を強化**するための**施設の整備**、**災害に強いまちづくり**のための**事業**などの**地方単独事業等**を対象

#### ○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 **90%**（通常75%）
- ・ 交付税算入率 **50%**（通常30%）

## 3. 連携・協力する際の財政措置（市町村分）

### ○ 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の広域化に伴う**消防防災施設等の整備**については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の**交付の決定**に当たって、**特別の配慮**を行う。

### ※ 施設整備費補助金

耐震性貯水槽や高機能消防指令センターなど。

# 連携・協力（地方自治法上の共同処理等の手法）

根拠条文	手法	特徴	消防分野での主な活用実態	消防業務の共同処理手法としての適合性				
				全ての消防事務（一括して行う場合）	指令業務	警防業務	予防業務	庶務事務
252条の2	連携協約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。</li> <li>・二者間で協約を締結するが、三以上の地方公共団体間でマルチに締結することも想定。（例：A-B、A-C、B-C）</li> <li>・その際、各協約の内容が異なることも想定。</li> <li>・また、協約そのものを事務の共同処理の根拠とすることも、しないことも可能。（後者の場合には、別途、事務の委託や一部事務組合設置等を行う。）</li> <li>→以上の様な柔軟な制度であることから、消防事務全般について関係市町村での柔軟な連携・協力の根拠として適しており、指令の共同運用の根拠とすることも可能。</li> <li>・特に権力的行政の側面の強い予防事務においては、法的責任を小規模本部に存置しつつ、実態上、大都市等の消防本部が高度・専門的な違反処理や火災原因調査について小規模本部の事務を支援できるという点で、連携協約の中で管理執行協議会や事務の代替執行などの制度を活用することも考えられるが、過去の指導経過等を踏まえた合理的かつ整合性の取れた対応等も必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域消防の運営について、連携中枢都市圏形成のために締結した連携協約に記載</li> <li>・みやざき共創都市圏（宮崎市等）</li> <li>・まつやま圏域未来共創ビジョン（松山市等）</li> </ul>	○	○	○	○	○
252条の2の2	協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整又は計画作成を行うための制度。</li> <li>・協議会は、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。</li> <li>・管理執行協議会については、協議会が管理執行した事務は、それぞれの地方公共団体が管理執行したものととして効力を有する。</li> <li>・特に権力的行政の側面の強い予防事務においては、法的責任を小規模本部に存置しつつ、実態上、大都市等の消防本部が高度・専門的な違反処理や火災原因調査について小規模本部の事務を支援できるという点で、管理執行協議会制度を活用することも考えられるが、過去の指導経過等を踏まえた合理的かつ整合性の取れた対応等も必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指令業務の共同運用</li> <li>42地域181本部（H28.6.1時点）</li> <li>○市町村が消防の広域化を行おうとする際に、広域消防運営計画の作成を協議会において行う場合がある。</li> </ul>		○		○	○
252条の7	機関等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の議会事務局、委員会若しくは委員、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局又は職員を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</li> <li>・共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。</li> <li>・特に権力的行政の側面の強い予防事務においては、法的責任を小規模本部に存置しつつ、実態上、大都市等の消防本部が高度・専門的な違反処理や火災原因調査について小規模本部の事務を支援できるという点で、機関等の共同設置制度を活用することも考えられるが、過去の指導経過等を踏まえた合理的かつ整合性の取れた対応等も必要ではないか。</li> </ul>	—	○	○	○	○	○



# 連携・協力（地方自治法上の共同処理等の手法）

根拠条文	手法	特徴	消防分野での主な活用実態	消防業務の共同処理手法としての適合性				
				全ての消防事務（一括して行う場合）	指令業務	警防業務	予防業務	庶務事務
252条の14	事務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体に委託して管理・執行させる制度。</li> <li>・事務を受託した地方公共団体は当該事務に係る権限を有することとなり、委託した地方公共団体は、当該事務に係る権限を失う。</li> <li>・事務を受託した地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。</li> <li>・当該事務についての法令上の責任は、受託した地方公共団体に帰属することとなる。</li> </ul> →消防の広域化の一つの手段。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団の事務を除く消防事務の全部を委託している市町村 139市町村 (H28.4.1時点)</li> <li>○事務の委託により指令の共同運用を行っている地域 2地域(4消防本部) (H28.6.1時点)</li> <li>○市内の一部の地域の救急業務について委託している例 ・静岡県熱海市が神奈川県湯河原町に委託</li> </ul>	○	○	○		○
252条の16の2	事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。</li> <li>・従って、消火・救急・救助活動の結果の法的責任(救急車の交通事故による損害賠償責任、消防法第29条第3項(消火活動中の緊急措置に対する損失補償)が、当該地方公共団体に存置される。</li> <li>→賠償金額をどちらの市町村が負担するかを明確化のために、事務の委託の制度との逆の選択肢として活用することはあり得るか。</li> <li>・特に権力的行政の側面の強い予防事務においては、法的責任を小規模本部に存置しつつ、実態上、大都市等の消防本部が高度・専門的な違反処理や火災原因調査について小規模本部の事務を支援できるという点で、事務の代替執行制度を活用することも考えられるが、過去の指導経験等を踏まえた合理的かつ整合性の取れた対応等も必要ではないか。</li> </ul>	—	○	○	○	○	○

# 連携・協力（地方自治法上の共同処理等の手法）

根拠条文	手法	特徴	消防分野での主な活用実態	消防業務の共同処理手法としての適合性				
				全ての消防事務（一括して行う場合）	指令業務	警防業務	予防業務	庶務事務
252条の17	職員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の地方公共団体からの求めに応じて職員を派遣することができる制度。</li> <li>・派遣される職員は、派遣する地方公共団体の職員と派遣を受ける地方公共団体の職員の身分をあわせもつ。</li> <li>・給料、手当（退職手当を除く）及び旅費は、職員の派遣を受けた地方公共団体が負担。→専門知識のある職員の派遣を受け、活用することが可能となるものであり、消防においては、高度・専門的な違反処理や火災原因調査について、活用することも考えられるのではないか。</li> </ul>	—		△	○	○	△
286条	一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</li> <li>・共同処理するとされた事務に係る権限は一部事務組合に移り、構成団体は当該事務に係る権限を失う。</li> <li>・共同処理する事務や規約の変更のためには、全ての構成団体の議会の議決を経た協議を整えた上で総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。→消防の広域化の一つの手段。</li> </ul>	一部事務組合である消防本部 269本部（構成市町村数：995） （H28.4.1時点）	○	△	△	△	△
291条の2	広域連合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。</li> <li>・処理するとされた事務に係る権限は広域連合に移り、構成団体は当該事務に係る権限を失う。</li> <li>・処理する事務や規約の変更のためには、全ての構成団体の議会の議決を経た協議を整えた上で総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。</li> <li>・一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の委譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。→消防の広域化の一つの手段。</li> </ul>	広域連合である消防本部 22本部（構成市町村数：114） （H28.4.1時点）	○	△	△	△	△

# はしご車の連携・協力



※ イメージです



## ① 指令の共同運用

災害情報を一元的に把握し、効果的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の統計資料としての活用も容易になる。

## ② 消防用車両の共同整備

車両の購入費・維持管理費を効率化することができるほか、より高度な車両の配置も可能である。

## ③ 境界付近における消防署所の共同設置

効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することができる。

## ④ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における連携・協力

ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上が図られる。

## ⑤ 専門的な人材育成の推進

中核的消防本部が周辺消防本部職員を研修生として受け入れることにより、専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上が図られる。

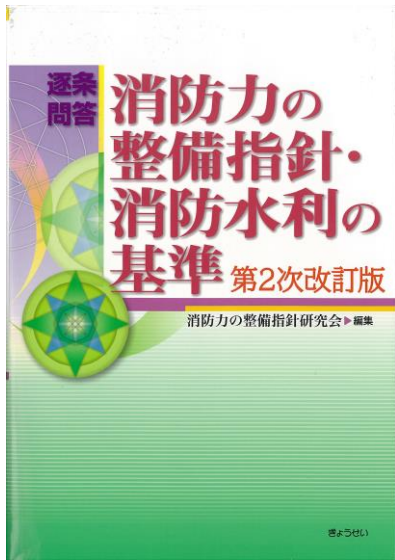
## ⑥ 応援計画の見直し等による消防力の強化

応援協力の見直しや訓練の実施、車両・資機材の配備調整により、大規模災害発生時に早期の必要部隊数を集結させ、活動能力の大幅な増強を図ることができる。

## ⑦ 子どもの預かり体制構築に関する連携・協力

大規模災害や風水害時に緊急参集する職員のための子どもの預かり体制の構築を図ることができる。

# はしご車の共同運用について（消防力の整備指針）



平成31年3月一部改正

整備指針の改正により  
はしご車の共同運用が  
反映されました。

## 第7条 〔はしご自動車〕

第7条 高さ15メートル以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）の火災の鎮圧等のため、一の消防署の管轄区域に中高層建築物の数がおおむね10棟以上、又は令別表中(1)項、(4)項、(5)項イ及び

2 前項の場合において、**消防の連携・協力により、2以上の消防本部が共同していずれかの消防本部の消防署又はその出張所にはしご自動車を1台配置したときは、当該消防署又はその出張所を除いたそれぞれの消防署又はその出張所（当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物が120棟未満であって、当該建築物における火災等において、当該はしご自動車が出動から現場での活動の開始まで30分未満で完了することができる消防署又はその出張所であって、延焼防止のための消防活動に支障のない場合に限る。）についても1台配置したものとみなす。**

3 前2項の場合において、はしご自動車と同等の機能を有する大型高所放水車を1台配置したときは、はしご自動車についても1台配置したものとみなす。

# はしご車の共同運用を実施している消防本部

- 豊中市消防局 & 箕面市消防局 【大阪】
- 枚方寝屋川消防本部 & 交野市消防本部 【大阪】
- 大月市消防本部 & 上野原市消防本部 【大阪】
- 鈴鹿市消防本部 & 亀山市消防本部 【三重】
- 奈良市消防局 & 相楽中部消防組合消防本部 【奈良と京都】

R1年度中の運用開始予定

# はしご車の共同運用実施本部の概要

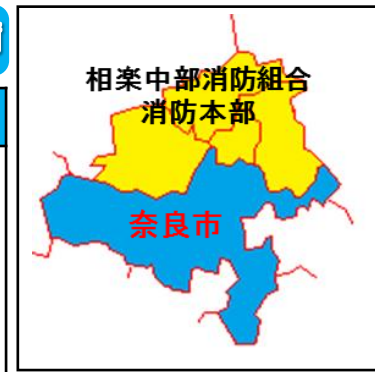
	豊中市消防局と箕面市消防本部の事例 (両市の報道提供資料より)	枚方寝屋川消防組合と交野市消防本部 の事例 (交野市への聴き取り調査)	大月市消防本部と上野原市消防本部 の事例 (両消防本部への聞き取り内容)
共同運用に至る背景	箕面市が保有する40メートル級はしご車のNOx・PM法規制による使用期限が迫ったことを契機に、豊中市にはしご車の共同運用を提案。 両市で検討会を立上げて共同運用の手法や経費の縮減効果、運用した場合の出場体制などを検討し、「はしご付消防自動車共同運用に係る消防応援協定」を締結	交野市が保有していた40メートル級はしご車は平成27年度に更新となり、隣接する枚方寝屋川消防組合と指令台の共同化を行うにあたり、「救急自動車及びはしご付消防自動車の出動に関する協定」を締結し更新を行わなかった	山梨県大月市が保有していた旧型のはしご車を廃車時、隣接の上野原市は、はしご車が未配備のことから提案。 両市ではしご車共同運用検討委員会を立ち上げ協議した結果、「大月市及び上野原市に係るはしご車配備に関する協議書」と「はしご車維持経費に関する確認書」を取り交わし、それぞれの市で運用規程を定め、共同運用
共同運用の開始時期	平成24年10月1日	平成27年7月6日	平成24年4月1日
共同運用の概要、出動形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊中市は、箕面市域におけるはしご車を必要とする中高層（4階建て以上の建物）火災、救助などに豊中市のはしご車を出動させる</li> <li>箕面市は、豊中市が保有するはしご車の運用に係る経費を按分して負担する</li> <li>合同訓練や定期的な意見交換、災害活動に必要な資料交換など相互連携に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>枚方寝屋川消防組合は出動要請があったときは、はしご車の出動を行うものとする</li> <li>出動については、自己の管轄する区域内の消防の任務に支障を及ぼさない範囲において行うものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>はしご車は大月市に配置</li> <li>発災時、高速道路移動で10分程度で上野原市へ到着可能、配置基準の30分の現場到着を達成できる</li> <li>上野原市管轄区域は、大月市からはしご車隊2名が上野原市消防署に応援出動し、待機していた職員2名と合流し現場出動</li> <li>大月市管轄区域は、上野原市から職員2名は大月市消防署へ応援出動し、待機していたはしご車隊2名と合流し現場出動</li> </ul>
費用負担割合（運用コスト）	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件費（点検・修繕費用や燃料など）と、はしご車出動にかかる人件費について箕面市が標準財政規模割（25%）で負担する。15年間で箕面市は豊中市に対して約8,300万円を負担する見通し</li> </ul>	はしご車運用にかかる費用を1回出動あたりで按分した額を負担金として支払う	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両購入費 大月市:上野原市 = 7:3</li> <li>※大月市が、はしご車を購入（起債対応）、上野原市は3割相当を負担金として拠出</li> <li>※上野原市は負担金相当分に防災対策事業債を活用（75%起債充当）</li> <li>車検・修繕費 = 2:1</li> <li>燃料費 = 7:3</li> <li>オーバーホール = 2:1（予定）</li> </ul>
共同化後の出動状況	29年実績なし	29年実績なし	平成24年度に工業団地内の火災に1件出動。以後出動実績なし
共同化の効果と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防活動における両市の連携強化</li> <li>経費削減（箕面市がはしご車を更新した場合に比して、経費を約9,500万円削減できる見通し）</li> <li>訓練による職員の技術向上と警防戦術の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防活動における両市の連携強化</li> <li>交野市のはしご車更新が不要となり、大幅な経費削減ができた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上野原市の配置ゼロが解消</li> <li>大月市の経費負担軽減</li> <li>消防無線デジタル化に伴い、H27.4.1から指令センター共同運用開始</li> </ul>

「平成29年度大阪の消防力強化に関する検討結果取りまとめ」から引用

H30年度  
モデル事業

消防庁HP  
にて掲載

奈良市・相楽中部消防組合（奈良県・京都府） 府県域を超えたはしご車の共同整備



消防本部	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	地域の特徴
奈良市消防局 (奈良県)	358,919	276.84	○相楽中部管内における中高層建物は奈良市隣接付近（木津川市木津地区）に集中している。 ○府県は異なるが、隣接消防として応援協定を締結し、災害等への協力体制が確立している。 ○現在のはしご車の保有状況 <b>奈良市：4台 相楽中部：1台</b>
相楽中部消防組合 消防本部(京都府)	84,579	237.69	
計	443,498	514.53	

課題	事業内容
○ 両首長の理解を得たうえで、はしご車の共同運用の検討を進めているが、次の事項が課題となっている。 <b>1 はしご車の共同運用の方式</b> <b>2 府県域を超えた連携協約の手続き</b> <b>3 常置場所の選定</b> <b>4 出動体制と指令方法の確立</b> <b>5 費用按分方法の確立</b>	○ 課題に対して、外部調査機関によるシミュレーション、先進地の取組事例の研究などを行い、客観的データの整理等を行った。 <b>1 連携方式（連携協約、事務委託、代替執行）の長所・短所を整理、検討</b> <b>2 府県担当者、消防庁担当者等に地方自治法上の手続きを確認</b> <b>3 中高層対象物分布状況及び道路状況から到着時間を外部コンサルによりシミュレーション</b> <b>4 出動体制等について、先行事例、業者見積りによる機器改修費用等を踏まえ検討</b> <b>5 按分割合（人口割、基準財政需要額、災害件数割、平等割等）の考え方を整理</b> <b>【事業期間：2018(平成30).7 - 2019(平成31).2】 【事業費 3,820千円】</b>

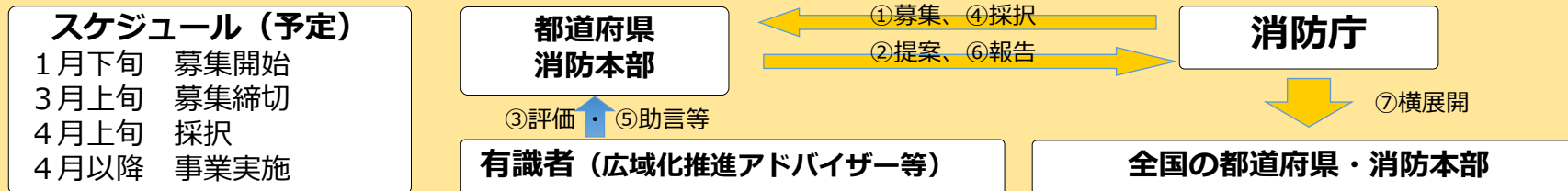
成果	今後の展望						
<b>1 連携協約が最良の方法</b> 両本部が役割分担し、連携した共同運用が可能（事務委託、代替執行は相手方に依存。協議会は別組織の新設が必要であり、事務負担に課題） <b>2 地方自治法上の手続きを確認</b> (1) 奈良市議会、相楽中部組合議会で議決を経て、協議により協約を締結 (2) 連携協約を告示し、両本部がそれぞれ府県に届出 <b>3 消防需要に対応した効率的な車両常置場所の選定</b> 車両を奈良市北消防署に配置することで、相楽中部において中高層建物の8割が存する木津川市木津地区への <b>到着時間の短縮(▲約2分)</b> が可能 また、奈良市全域での均等な現場到着が可能 <b>4 車載無線機等の改修が最良、混成部隊での災害出動</b> (1) 車載無線機は、奈良市、相楽中部の両指令センターと通話可能な仕様とする（既存機器の改修費用：約15万円 車両動態装置：今後の検） (2) 火災が発生した場合の部隊編成については、混成部隊とすることを継続して検討 <b>5 平等割が合理的</b> はしご車の共同運用をしない場合には、各本部ごとに単独整備となることを考慮し、導入費用・維持管理費用は平等割（1/2）とする	○ 成果であるデータ等を活用して次の取組を進める。 ・ <b>到着時間が延伸する地域への出動体制を検討</b> （奈良市の他署はしご車が当該地域へ直近出動するなど） ・ <b>府県と連携協約の具体的な届出時期を調整</b> （府県の消防・市町村主管部局との連携が必要） ○ スケジュール <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018(平成30)年度</th> <th>2019(令和元)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な事業</td> <td>                             ○常置場所決定                              ○連携協約素案の作成                              ○連携・協力実施計画素案の作成                         </td> <td>                             ○連携協約の議決・告示                              ○連携・協力実施計画の策定                              ○車両仕様決定                              ○2020(令和2)年度予算要求                         </td> </tr> </tbody> </table> <p>➡ <b>2020(令和2).11 共同運用 開始</b>                      ※更なる地域の消防力強化に向けて、将来的にはしご車の共同運用以外の連携・協力も継続して検討</p>		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	主な事業	○常置場所決定 ○連携協約素案の作成 ○連携・協力実施計画素案の作成	○連携協約の議決・告示 ○連携・協力実施計画の策定 ○車両仕様決定 ○2020(令和2)年度予算要求
	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度					
主な事業	○常置場所決定 ○連携協約素案の作成 ○連携・協力実施計画素案の作成	○連携協約の議決・告示 ○連携・協力実施計画の策定 ○車両仕様決定 ○2020(令和2)年度予算要求					



# 消防の広域化及び連携・協力モデル構築事業

## 1. 事業の目的・概要

- 広域化、連携・協力の先進事例を様々な類型で示し、消防力を充実・強化策を提示する。
- 実施する事業の費用は消防庁が負担。（平成31年度当初予算案：14百万円）



## 2. 効果

### ○モデル事業に採択された 都道府県・消防本部

- 新たな発想を生み出す場の提供
- 新たな挑戦的試みを後押し（経費面など）

### ○全国の都道府県・消防本部

- 先進事例をヒントに、具体的な検討が可能に

### ○消防庁

- 具体的ノウハウの蓄積

## 3. H30事例

No.	団体名	圏域人口	圏域面積	概要	予定額
1	【大阪府】 和泉市 泉大津市 忠岡町	28万人	102km <sup>2</sup>	【広域化】同規模の消防本部間における広域化 ○ 広域化の方式、財政メリット、経費按分方法の検討 ⇒ 同規模の消防本部間における広域化のモデル [H32.4を目処に広域化を検討]	3.5百万円
2	【奈良県/京都府】 奈良市 相楽中部(一組)	44万人	514km <sup>2</sup>	【連携・協力】府県境を超えたはしご車の共同整備 ○ 財政面、適正な車両配置、活動方針の検討 ⇒ はしご車の共同運用の連携・協力のモデル [H32.12を目処に、はしご車共同整備を検討]	4.0百万円
3	【福岡県】 久留米広域(一組) 大川市	46万人	467km <sup>2</sup>	【広域化】規模の異なる消防本部間の広域化 ○ 応援協定と比較した広域化のメリットを洗い出す ⇒ 規模の異なる消防本部間の広域化のモデル [H31.4を目処に広域化を検討]	4.8百万円
4	大分県	114万人	6,340km <sup>2</sup>	【連携・協力】全県一区の指令センターの連携・協力 ○ 県一指令センターの効果・課題等の研究 ⇒ 全県一区の指令センターの共同運用のモデル ⇒ 都道府県がリーダーシップを発揮したモデル	2.7百万円

# R 1 年度モデル構築事業

消防庁HP  
にて掲載

No.	団体名		圏域人口 (人)	圏域面積 (km <sup>2</sup> )	事業概要	委託予定額 (千円)
1	山梨県	【申請団体】 山梨県 【連携団体】 県内全消防本部（10本部）	818,455	4,465.27	<b>【連携・協力】 山間部地域での指令の共同運用</b> ○ 指令の共同運用を行う場合の効果、課題等（人的、財政的）の調査等 ⇒ 地理的特性等を踏まえ、県内を1～3区域に分割し検討 ⇒ <b>山間部地域での指令の共同運用のモデル</b> とする	3,000
2	大阪府	【申請団体】 河内長野市消防本部 【連携団体】 富田林市消防本部 柏原羽曳野藤井寺消防組合 消防本部	501,202	286.75	<b>【広域化】 指令台の更新時期、契約事業者の違いがある場合の広域化</b> ○ 適切な更新時期、接続方法等の調査等 ⇒ <b>指令台の更新時期、契約事業者の違いがある場合の広域化のモデル</b> とする	4,000
3	広島県	【申請団体】 広島県 【連携団体】 県内全消防本部（13本部）	2,857,232	8,479.46	<b>【広域化】 簡便的なツールを用いた広域化の検討</b> ○ 県下統一的な手法での広域化のメリットの見える化等 ⇒ 西日本豪雨を経験しての気運向上を踏まえ、1～5ブロックによる消防体制・人件費等の検討 ⇒ 他地域への横展開を見据え、 <b>簡便的なツールを用いた広域化の検討のモデル</b> とする	4,000
4	沖縄県	【申請団体】 沖縄県 【連携団体】 県内全消防本部（18本部） 非常備町村（12町村）	1,450,935	2,281.05	<b>【広域化、連携・協力】 段階的な広域化に向けた課題及び解決手法の検討、高度化及びはしご車の共同運用</b> ○ 広域化及び連携・協力の課題、運用効果の調査等 ⇒ <b>島嶼、離島地域のように多数の小規模消防本部が存する地域の、段階的な広域化、連携・協力</b> に向けた取り組みのモデルとする	3,260

# 消防広域化推進アドバイザー制度

消防の広域化を積極的に支援するため、都道府県、市町村、消防本部等からの随時の依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーを派遣する制度

## ○ 消防広域化推進アドバイザー一覧

(令和元年5月現在)

	所属先等		広域化事例等
1	とがち広域消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	6本部（1単独、5組合）の19市町村 ※管轄面積は岐阜県とほぼ同一
2	埼玉西部消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	4消防本部（単独3、組合1）の5市
3	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	5消防本部（単独4、組合1）の4市2町
4	草加八潮消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	2消防本部（単独2）の2市
5	小田原市消防本部	事務委託	1消防本部（組合）の1市6町が小田原市に事務委託
6	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合の設立 (消防一組)	2消防本部（単独、組合）の3市
7	静岡市消防局	事務委託	3消防本部（単独2、組合1）の2市2町が静岡市へ事務委託 ※管轄消防本部が複数ある市（牧之原市）の解消
8	東近江行政組合消防本部	一部事務組合への 加入（複合一組）	2消防本部（組合2）のうち、一方の組合に他方の組合の1市*1町が加入 ※管轄消防本部が複数ある市（東近江市）の解消
9	北はりま消防本部	一部事務組合の設立 (消防一組)	3消防本部（単独2、組合1）の3市1町
10	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合の設立 (消防一組)	11消防本部（単独4、組合7）と1非常備村の37市町村 ※非常備村の解消
11	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合の設立 (消防一組)	2消防本部（単独2）の2市
12	熊本市消防局	事務委託	2消防本部（単独1、組合1）の2町村が熊本市へ事務委託

現地における活動は、検討会等における講義・講演のほか、広域化推進の具体的方策、課題等についてアドバイスします。 ※ 派遣に係る経費は消防庁が負担

ご静聴ありがとうございました。

